こ成事第 370 号
令和５年８月 22 日
こ成事第 548 号
令和５年 12 月 19 日
こ成事第 659 号
令和 6 年 9 月 2 日
こ成事第 787 号
令和 6 年 12 月 25 日
こ成事第 787 号
令和 6 年 12 月 25 日
こ成事第 469 号
令和７年８月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
児童相談所設置市市長
市町村長

こども家庭庁長官
（公 印 省 略）

次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、令和５年４月１日から適用することとされたので通知する。

別紙

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱

（通則）

１　次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「法」という。）第 11 条第１項の規定に基づく次世代育成支援対策施設整備交付金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

２　この交付金は、次世代育成支援対策推進法第 11 条第１項に規定する交付金に関する内閣府令（平成 17 年厚生労働省令第 79 号）第１条第２項に規定する施設（以下「児童福祉施設等」及び「障害児施設等」という。）の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。

（交付の対象）

３　この交付金は、次世代育成支援対策を推進するために都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村(指定都市及び中核市を除き、特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が策定する都道府県整備計画、市町村整備計画又は防犯対策強化整備計画（以下「整備計画」という。）に基づいて実施される児童福祉施設等及び障害児施設等に関する施設整備事業に交付する。

（定義）

４　本交付要綱において「児童福祉施設等」、「障害児施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

（１）児童福祉施設等

区　　分	大　分　類	中　分　類	小　分　類
(1)児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号）（以下「児童福祉法」という。）第７条に基づく児童福祉施設（児童厚生施設については、平成２年８月７日厚生省発	児童福祉施設	助産施設 乳児院	第一種助産施設 第二種助産施設

児第 123 号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第２から第４に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C 型児童館」を除く。）とする。）、同法第 12 条の４に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第 35 条第 10 項に基づく職員養成施設、同法第６条の３第１項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第３項に基づく子育て短期支援事業所、同条第６項に基づく地域子育て支援拠点事業所、同条第７項に基づく一時預かり事業所、同条第８項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、同条第 16 項に基づく社会的養護自立支援拠点事業を行う事業所（以下「社会的養護自立支援拠点事業所」という。）、同条第 18 項に基づく妊産婦等生活援助事業を行う事業所（以下「妊産婦等生活援助事業所」という。）、同条第 20 項に基づく児童育成支援拠点事業所、同法第 10 条の２第１項に基づくこども家庭センター、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第１号に基づく利用者支援事業所、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 17 条の２に基づく産後ケア事業を行う施設、平成 11 年１月７日児発第 14 号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設	一時保護施設 職員養成施設 児童自立生活援助事業所 子育て短期支援事業所 地域子育て支援拠点事業所 一時預かり事業所 小規模住居型児童養育事業所 社会的養護自立支援拠点事業所 妊産婦等生活援助事業所 児童育成支援拠点事業所	母子生活支援施設 児童厚生施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 里親支援センター		

	こども家庭センター 利用者支援事業所 産後ケア事業を行う施設 子育て支援のための拠点施設		
(2)上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、こども家庭庁長官が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

（注１）本交付要綱において、地域子育て支援拠点事業所とは、令和６年３月３０日付こ成環第 113 号こども家庭庁成育局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」（以下「地域子育て支援拠点事業実施要綱」という。）に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所をいう。なお、開所日数が週３日及び週４日の拠点事業所については、「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の４の(２)の④に定める「地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組」を行う場合、又は４の(３)の④に定める「地域の子育て力を高める取組」を行う場合を対象とする。

（注２）本交付要綱において、一時預かり事業については、子ども・子育て支援法第 27 条に規定する特定教育・保育施設、同法第 29 条に規定する特定地域型保育事業、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園及び企業主導型保育事業と一体的に事業を行う場合以外で行う場合を対象とする。

（２）障害児施設等

区　　分	大　分　類	中　分　類	小　分　類
(1)児童福祉法第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援事業（同条第２項に規定する児童発達支援、同条第４項に規定する放課後等デイサービ	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所		

スに限る。）を行う事業所、同条第５項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行う事業所、同条第６項に規定する保育所等訪問支援を行う事業所、同条第７項に規定する障害児相談支援を行う事業所並びに同法第７条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター	居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所 児童福祉施設	 障害児入所施設 児童発達支援センター	 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 児童発達支援センター
(2)上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、こども家庭庁長官が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

５　３において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種　　類	整　備　区　分	整　　備　　内　　容
新　　設	創　　設	新たに施設を整備すること。
修　　理	大規模修繕等	既存施設について令和５年８月 22 日こ成事第 426 号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）のうち、改築整備を除く事業においては、既

		存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
改　造	増　築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増　改　築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	改　築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。
拡　張	拡　張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
整　備	スプリンクラー設備等整備	令和５年８月 22 日こ成事第 422 号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
	老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について令和５年８月 22 日こ成事第 431 号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備	令和５年８月 22 日こ成事第 440 号こども家庭庁成育局長通知「児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備の特例的な取扱について」により整備をすること。
	防犯対策強化に係る整備	令和５年８月 22 日こ成事第 429 号こども家庭庁成育局長通知「児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること。
	応急仮設施設整備	令和５年８月 22 日こ成事第 428 号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備すること。

	避難スペース整備	令和５年８月 22 日こ成事第 427 号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

（事業の種類）

６　交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。

（１）次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業（（４）に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等		
ｱ 児童福祉施設（障害児施設等を除く。）	児童福祉法第 35 条第２項又は第３項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
ｲ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第 12 条の４	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市（特別区を含む。）
ｳ 職員養成施設	児童福祉法第 35 条第 10 項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
	児童福祉法第６条の３第１項	

ｴ 児童自立生活援助事業所		都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
ｵ 子育て短期支援事業所	児童福祉法第６条の３第３項	指定都市、中核市若しくは市町村
ｶ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第６条の３第６項	指定都市、中核市若しくは市町村
ｷ 一時預かり事業所	児童福祉法第６条の３第７項	指定都市、中核市若しくは市町村
ｸ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第６条の３第８項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
ｹ 社会的養護自立支援拠点事業所	児童福祉法第６条の３第 16 項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
ｺ 妊産婦等生活援助事業所	児童福祉法第６条の３第 18 項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
ｻ 児童育成支援拠点事業所	児童福祉法第６条の３第 20 項	指定都市、中核市若しくは市町村
ｼ こども家庭センター	児童福祉法第 10 条の２	指定都市、中核市若しくは市町村
ｽ 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第 59 条第１号	指定都市、中核市若しくは市町村
ｾ 産後ケア事業を行う施設	母子保健法第 17 条の２	指定都市、中核市若しくは市町村
ｿ 子育て支援のための拠点施設	平成 11 年１月７日児発第 14 号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	指定都市、中核市若しくは市町村

(2)その他施設	別途こども家庭庁長官が定める基準等	都道府県、指定都市、中核市、市町村

（２）（１）の表①欄に定める施設について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第８条第１項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第１項の規定により整備した施設を③欄に定める地方公共団体が買収する事業（以下「PFI 事業」という。）。

（３）令和５年８月 22 日こ成事第 437 号こども家庭庁成育局長通知「余裕教室を活用した児童福祉施設等への改築整備の促進について」により指定都市、中核市及び市町村が行う学校等の余裕教室の改築等に要する施設整備事業。

（４）次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。）	児童福祉法第 35 条第２項又は第３項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第 12 条の４	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市（特別区を含む。）

（５）次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市若しくは中核市（障害児入所施設及び児童発達支援センターにかかる整備は児童相談所設置市に限る。）が行う補助事業（（８）に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等 ア 障害児入所施設	児童福祉法第 35 条第４項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人
イ 児童発達支援センター	児童福祉法第 35 条第４項	児童福祉法第 34 条の３

ｳ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第 34 条の３第２項	第２項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO 法人、営利法人等）

（６）次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業（（７）に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等		
ｱ 児童福祉施設（障害児施設等を除く。）	児童福祉法第 35 条第４項	社会福祉法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く。）、公益社団法人、公益財団法人又は都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人（児童福祉施設を除く）
ｲ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第６条の３第１項	
ｳ 子育て短期支援事業所	児童福祉法第６条の３第３項	
ｴ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第６条の３第６項	
ｵ 一時預かり事業所	児童福祉法第６条の３第７項	
ｶ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第６条の３第８項	
ｷ 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第 59 条第１号	
ｸ 社会的養護自立支援拠点事業所	児童福祉法第６条の３第 16 項	
ｹ 妊産婦等生活援助事業所	児童福祉法第６条の３第 18 項	
	児童福祉法第６条の３第 20 項	

ｺ 児童育成支援拠点事業所 ｻ 産後ケア事業を行う施設	母子保健法第 17 条の２	
(2)その他施設	別途こども家庭庁長官が定める基準等	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

（注）「都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあっては児童福祉法第６条の３第１項、小規模住居型児童養育事業所にあっては同法第６条の３第８項、社会的養護自立支援拠点事業所にあっては同法第６条の３第 16 項、妊産婦等生活援助事業所にあっては同法第６条の３第 18 項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人をいい、子育て短期支援事業所にあっては同法第６条の３第３項、地域子育て支援拠点事業所にあっては同法第６条の３第６項、一時預かり事業所にあっては同法第６条の３第７項、児童育成支援拠点事業所にあっては同法第６条の３第 20 項、利用者支援事業所にあっては子ども・子育て支援法第 59 条第１号、母子保健法第 17 条の２に基づき事業を実施する市町村が認めた法人をいう。

（７）次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。）	児童福祉法第 35 条第４項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

（８）次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市が行う補助事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体

児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）	児童福祉法第 35 条第４項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

（交付金の対象除外）

７　交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

（１）土地の買収又は整地に要する費用

（２）既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

（３）職員の宿舎に要する費用

（４）防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用

（５）その他施設整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

８　この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（「都道府県社会的養育推進計画の策定について」（令和６年３月 12 日付こ支家第 125 号こども家庭庁支援局長通知別添。以下「策定要領」という。）の３の（９）の計画を策定し、かつ、以下のⅰ～ⅲの要件をいずれも満たし、『「施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について』（令和７年２月５日付こ支家第 47 号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）に基づく「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた乳児院若しくは児童養護施設に係る整備事業

ⅰ　令和 11 年度末までに小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）を策定していること。

ⅱ　地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること。

※　乳児院にあっては、「ケアニーズが非常に高いこどもの養育のため集合する生活単位の整備を含む整備計画であること」

ⅲ　令和 11 年度末までにケアニーズが非常に高いこどもの養育のため集合する生活単位を除き、全て小規模かつ地域分散化させる整備計画を策定すること。

ア　６の（１）から（４）の事業に係る交付額を算出する。

（ア）交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１又は別表１－２で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

（イ）（ア）により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表１－４に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

（ウ）工事請負契約等を締結する単位ごとに、（ア）により算出した額と、（イ）により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ　６の（５）から（８）の事業に係る交付額を算出する。

（ア）交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１又は別表１－２で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

（イ）（ア）により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表１－４に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

（ウ）工事請負契約等を締結する単位ごとに、（ア）により算出した額と、（イ）により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ　ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

（２）産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業

ア　６の（１）から（４）の事業に係る交付額を算出する。

（ア）交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

（イ）（ア）により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表１－４に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

（ウ）工事請負契約等を締結する単位ごとに、（ア）により算出した額と、（イ）により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ　６の（５）から（８）の事業に係る交付額を算出する。

（ア）交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

（イ）（ア）により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表１－４に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

（ウ）工事請負契約等を締結する単位ごとに、（ア）により算出した額と、（イ）により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ　ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

（３）令和５年 12 月 19 日こ成事第 568 号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」に基づく整備事業

ア　６の（１）から（４）の事業に係る交付額を算出する。

（ア）交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３、別表３、別表４又は別表５で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

（イ）（ア）により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表１－４に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

（ウ）工事請負契約等を締結する単位ごとに、（ア）により算出した額と、（イ）により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ　６の（５）から（８）の事業に係る交付額を算出する。

（ア）交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３、別表３、別表４又は別表５で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

（イ）（ア）により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表１－４に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

（ウ）工事請負契約等を締結する単位ごとに、（ア）により算出した額と、（イ）により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ　ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

（４）（１）～（３）以外の場合

ア　６の（１）から（４）の事業に係る交付額を算出する。

（ア）交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３、別表３、別表４又は別表５で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

（イ）（ア）により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表１－４に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

（ウ）工事請負契約等を締結する単位ごとに、（ア）により算出した額と、（イ）により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ　６の（５）から（８）の事業に係る交付額を算出する。

（ア）交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３、別表３、別表４又は別表５で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

（イ）（ア）により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表１－４に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

（ウ）工事請負契約等を締結する単位ごとに、（ア）により算出した額と、（イ）により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ　ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

（国の財政上の特別措置）

９　次の表の第１欄に定める区分ごとに、第２欄に定める対象施設の種類に掲げられている施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあっては、次により算定するものとする。

ただし、対象施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第１条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第４条第１項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第３条第１項第３号に規定された離島のい

ずれかに所在する場合は、別表２「交付基礎点数表」により算出された点数に対して、0.08 を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

（１）次の表の①欄に掲げる「助産施設」「乳児院」「母子生活支援施設」及び「障害児入所施設」の整備事業

ア　６の（１）から（４）の事業に係る交付額を算出する。

（ア）交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表３、別表４又は別表５で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

（イ）（ア）により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表１－４に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

（ウ）工事請負契約等を締結する単位ごとに、（ア）により算出した額と、（イ）により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ　６の（５）から（８）の事業に係る交付額を算出する。

（ア）交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表３、別表４又は別表５で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

（イ）（ア）により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表１－４に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

（ウ）工事請負契約等を締結する単位ごとに、（ア）により算出した額と、（イ）により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ　ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

（２）次の表の②及び③欄に掲げる「乳児院」「児童心理治療施設」及び「障害児入所施設」の整備事業

ア　６の（１）から（４）の事業に係る交付額を算出する。

（ア）交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表３、別表４又は別表５で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

（イ）（ア）により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業

費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表１－４に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

（ウ）工事請負契約等を締結する単位ごとに、（ア）により算出した額と、（イ）により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ　６の（５）から（８）の事業に係る交付額を算出する。

（ア）交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表３、別表４又は別表５で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

（イ）（ア）により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表１－４に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

（ウ）工事請負契約等を締結する単位ごとに、（ア）により算出した額と、（イ）により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ　ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

（３）次の表の④欄に掲げる「児童福祉施設等」及び「障害児施設等」の整備事業

ア　６の（１）から（４）の事業に係る交付額を算出する。

（ア）交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表３、別表４又は別表５で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

（イ）（ア）により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表１－４に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

（ウ）工事請負契約等を締結する単位ごとに、（ア）により算出した額と、（イ）により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ　６の（５）から（８）の事業に係る交付額を算出する。

（ア）交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表３、別表４又は別表５で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

（イ）（ア）により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表１－４に定める国の負担割合を乗じ

た額を算出する。

（ウ）工事請負契約等を締結する単位ごとに、（ア）により算出した額と、（イ）により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ　ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

（４）次の表の⑤欄に掲げる障害児施設等の整備事業

（ア）交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表３、別表４又は別表５で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

（イ）（ア）により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表１－４に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

（ウ）工事請負契約等を締結する単位ごとに、（ア）により算出した額と、（イ）により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

１　区　分	２　対象施設の種類
①　沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第４条第１項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（以下「沖縄振興計画に基づく事業」という。）	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 障害児入所施設
②　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）第２条第１項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）（以下「地震対策緊急整備事業計画に基づく事業」という。）	乳児院 児童心理治療施設 障害児入所施設
③　地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号）第２条第１項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）（以下「地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業」という。）	乳児院 児童心理治療施設 障害児入所施設

④　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第１２条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 11 条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設（以下「津波避難対策緊急事業計画に基づく事業」という。）	児童福祉施設等（児童家庭支援センター、里親支援センター、職員養成施設、その他施設を除く。） 障害児施設等
⑤　公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 70 号）第 2 条に規定する公害防止対策事業として行う場合（以下「公害防止対策事業」という。）	障害児施設等

（交付金の概算払）

10　こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

（交付の条件）

11　この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

（１）都道府県、指定都市、中核市及び市町村が事業を実施する場合（（２）に掲げる場合を除く。）

ア　整備計画の計画変更に伴う事業に要する経費の配分の変更をする場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。

イ　事業の内容のうち、整備計画に記載された建物等の用途を変更する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

ウ　整備計画に記載された事業を中止、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

エ　整備計画に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。

オ　事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第 14 条第１項第２号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならな

い。

カ　地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

キ　事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク　事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、別紙７の様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度６月30日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

ケ　この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙３の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第１項第２号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

コ　地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

サ　事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

シ　地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

ス　この交付金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は財団法人 JKA 若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

（２）都道府県、指定都市、中核市又は市町村が社会福祉法人その他の地方公共団体以外

の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が実施する施設整備事業に対して補助する場合

ア　（１）のア、イ、ウ、エ及びケに掲げる条件

イ　都道府県、指定都市、中核市又は市町村は社会福祉法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

（ア）（１）のア、イ、ウ、エ、カ、キ、コ、サ、シ及びスに掲げる条件

この場合において、「地方厚生（支）局長」とあるのは「都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長」と、「国庫」とあるのは「都道府県、指定都市、中核市又は市町村」と読み替えるものとする。

（イ）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第 14 条第１項第２号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

（ウ）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第１項第２号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（エ）事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別紙７の様式に準じて速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度６月 30 日までに都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入税額控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県、指定都市、中核市又は市町村に返還しなければならない。

ウ　イにより付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村

長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

エ　事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

オ　事業者がイにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（申請手続）

12　この交付金の交付の申請は、別紙１の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに各地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（変更申請手続）

13　この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、12 に定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

14　地方厚生（支）局長は、12 又は 13 による申請書が到達した日から起算して原則として２月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（状況報告）

15　都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村は、交付金の交付の対象となった施設整備事業に係る工事に着工したときは、別紙４の様式により工事に着工した日から 10 日以内に、また、工事進捗状況については別紙５の様式により毎年度 12 月末日現在の状況を翌月 15 日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

（実績報告）

16　この交付金の事業の実績報告は、別紙２の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して１月を経過した日（11 の（１）のウ又は（２）のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１月を経過した日）又は翌年度４月 10 日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の４月 30 日までに、別紙６の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出

して行わなければならない。

（交付金の返還）

17　地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

18　特別の事情により８、12、13、15 及び 16 に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表１－１

算　　定　　基　　準

（耐震化等整備事業を除く。）

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

１区分	２種目	３基　　準	４対象経費	５負担割合
施設整備	本体工事費	ア　定員１人当たり交付基礎点数を適用する場合 （ア）別表２に掲げる定員１人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 （イ）沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表２に掲げる定員１人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 （ウ）地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表２に掲げる定員１人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 （エ）地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表２に掲げる定員１人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 （オ）津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表２に掲げる定員１人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 イ　１施設当たり交付基礎点数を適用する場合 （ア）別表２に掲げる１施設当たり交付基礎点数を基準とする。 （イ）沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表２に掲げる１施設当たり交付基礎点数を基準	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（７に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI 事業に限る。）。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。	別表１－４のとおり

		とする。 （ウ）地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表２に掲げる１施設当たり交付基礎点数を基準とする。 （エ）地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表２に掲げる１施設当たり交付基礎点数を基準とする。 （オ）津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表２に掲げる１施設当たり交付基礎点数を基準とする。 ウ　１世帯当たり交付基礎点数を適用する場合 （ア）別表２に掲げる１世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。 （イ）沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表２に掲げる１世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。 （ウ）津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表２－１及び２－２に掲げる１世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。 エ　１グループケア当たり交付基礎点数を適用する場合 （ア）別表２に掲げる１グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。 （イ）沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表２に掲げる１グループケア当たり交付基礎点		

		数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。 （ウ）地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表２に掲げる１グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。 （エ）地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表２に掲げる１グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。 （オ）津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表２に掲げる１グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。 オ　一部改築及び拡張 「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第 433 号令和５年８月 22 日）により算出されたものを基準とする。 カ　豪雪地帯対策特別措置法第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定された奄美群島、離島振興法第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条第１項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第３条第１項第３号に規定された		

		離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。 キ　積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表１に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、別表２に定める交付基礎点数を基準とする。 　ただし、地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には、別表２に定める交付基礎点数を基準とする。 〈対象施設〉 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 ク　地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（こ成事第435号令和５年８月22日）に定める基準に適合する整備を行うときは、別表２に定める交付基礎点数を基準とする。 ケ　１拠点当たり交付基礎点数を採用する場合 　別表２に掲げる１拠点当たり交付基礎点数を基準とする。		

		コ　公害防止対策事業として行う場合 　別表２に掲げる１施設当たり交付基礎点数を基準とする。		
	特殊附帯工事費	別表２に掲げる１施設当たり交付基礎点数を基準とする。	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費	
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表２に掲げる１単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

（注）前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表１－２

算　　定　　基　　準

（別表１－１、別表１－３、別表３、別表４及び別表５に掲げる整備以外の事業）

１区分	２種目	３基　　準	４対象経費	５負担割合
施設整備	本体工事費	大規模修繕等、その他特別な工事費については、こども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。ただし、第４欄に定める対象経費の実支出額を2,000（児童厚生施設（令和５年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」で定めた整備に該当する場合は除く。以下本表及び次表において同じ。）については3,000）で除して得た点数（以下「実支出額を2,000（児童厚生施設については3,000）で除して得た点数」という。）がこれに満たないときは、実支出額を2,000（児童厚生施設については3,000）で除して得た点数とする。 耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次のいずれか低い方の価格を基準にこども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。 （１）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り （２）工事請負業者２社の見積りを比較して、低い方の見積り	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（７に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。	別表１－４のとおり

	スプリンクラー設備等工事費 （既存施設）	別表２による「交付基礎点数表」に基づき、算出されたものを基準とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費	
	仮設施設整備工事費	大規模修繕等については、こども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。ただし、第４欄に定める対象経費の実支出額を2,000（児童厚生施設については3,000）で除して得た点数（以下「実支出額を2,000（児童厚生施設については3,000）で除して得た点数」という。）がこれに満たないときは、実支出額を2,000（児童厚生施設については3,000）で除して得た点数とする 耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次により算出されたものを基準とする。 ア　定員１人当たり交付基礎点数を適用する場合 別表２に掲げる定員１人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 イ　１世帯当たり交付基礎点数を適用する場合 別表２に掲げる１世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

	応急仮設施設整備	次のいずれか低い方の価格を基準にこども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。 （１）　公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り （２）工事請負業者の見積り なお、これにより難い特別の事情があるときは、こども家庭庁長官が必要と認める点数とする。	障害児施設等の災害復旧に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 ただし、次に定める費用は除く。 （１）交付要綱７（２）（３）に定める費用 （２）土地の買収又は整地に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。） （３）門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用 （４）災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。 （５）明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。 （６）その他災害復旧費として適当と認められない費用 （７）別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用	

別表１－３

算　　定　　基　　準

（防犯対策強化に係る整備）

１区分	２種目	３基　　準	４対象経費	５負担割合
施設整備	本体工事費	防犯対策強化に係る整備については、次の取り扱いとする。 ア　門、フェンス等の外構の設置、修繕等 　次のいずれかの低い方の価格を2,000（児童厚生施設については3,000）で除した点数を基準とする。 （１）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り （２）工事請負業者２社の見積りを比較して、低い方の見積り ※ただし、見積り額について、入所施設は1,000,000円未満、入所施設以外の施設は300,000円未満の場合は本事業の対象としない。 イ　非常通報装置等の設置 　次のいずれかの低い方の価格を2,000（児童厚生施設については3,000）で除した点数と900点を比較して、いずれか少ない方の点数を基準とする。	防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（７に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 　ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	別表１－４のとおり

		（１）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り （２）工事請負業者２社の見積りを比較して、低い方の見積り ※ただし、見積り額について、300,000円未満の場合は本事業の対象としない。		

別表１－４

次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県（本表において指定都市、中核市及び児童相談所設置市を含む。）、市町村、設置主体の負担割合

①交付要綱の８（１）の事業として行う場合

１．施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道 府県	市 町村
市町村が設置する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	２／３	〔　－　〕	〔１／３〕
都道府県が設置する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	２／３	〔１／３〕	〔　－　〕

注　〔　〕内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

２．施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道 府県	市 町村	設置 主体
市町村が設置主体に補助する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	２／３	〔　－　〕	〔１／１２〕	〔１／４〕
都道府県が設置主体に補助する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	２／３	〔１／１２〕	〔　－　〕	〔１／４〕

注　〔　〕内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

②交付要綱の８（２）の事業として行う場合

１．施設の設置主体が市町村の場合

区分	国	都道 府県	市 町村
市町村が設置する場合 ・産後ケア事業を行う施設	２／３	〔　－　〕	〔１／３〕

２．施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道 府県	市 町村	設置 主体
市町村が設置主体に補助する場合 ・産後ケア事業を行う施設	２／３	〔　－　〕	〔1／12〕	〔１／４〕
都道府県が設置主体に補助する場合 ・産後ケア事業を行う施設	２／３	〔1／12〕	〔　－　〕	〔１／４〕

注　〔　〕内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

③交付要綱の８（３）の事業として行う場合

１．施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道 府県	市 町村
児童厚生施設（市町村が設置する場合）	１／２	〔１／４〕	〔１／４〕
児童厚生施設（都道府県が設置する場合）	１／２	〔１／２〕	〔　－　〕

注　〔　〕内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

２．施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道 府県	市 町村	設置 主体
児童厚生施設 （市町村が設置主体に補助する場合）	１／２	〔　－　〕	〔１／４〕	〔１／４〕
児童厚生施設 （都道府県が設置主体に補助する場合）	１／２	〔１／４〕	〔　－　〕	〔１／４〕

注　〔　〕内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

④交付要綱の８（４）の事業として行う場合

１．施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道 府県	市 町村
児童厚生施設（市町村が設置する場合）	１／３	〔１／３〕	〔１／３〕
児童厚生施設（都道府県が設置する場合）	１／３	〔２／３〕	〔　－　〕
児童厚生施設以外（市町村が設置する場合）	１／２	〔　－　〕	〔１／２〕
児童厚生施設以外（都道府県が設置する場合）	１／２	〔１／２〕	〔　－　〕

注　〔　〕内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

２．施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道 府県	市 町村	設置 主体
児童厚生施設 （市町村が設置主体に補助する場合）	１／３	〔　－　〕	〔１／３〕	〔１／３〕
児童厚生施設 （都道府県が設置主体に補助する場合）	１／３	〔１／３〕	〔　－　〕	〔１／３〕
児童厚生施設以外 （市町村が設置主体に補助する場合）	１／２	〔　－　〕	〔１／４〕	〔１／４〕
障害児施設等 （都道府県が設置主体に補助する場合）	１／２	１／４	－	１／４
児童厚生施設及び障害児施設等以外 （都道府県が設置主体に補助する場合）	１／２	〔１／４〕	〔　－　〕	〔１／４〕

注　〔　〕内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

別表１－４

交付要綱の９（国の財政上の特別措置）に基づく整備

①沖縄振興計画に基づく事業として行う場合

１．施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道 府県	市 町村
市町村が設置する場合 ・乳児院	２／３	〔　－　〕	〔１／３〕
都道府県が設置する場合 ・乳児院	２／３	〔１／３〕	〔　－　〕
市町村が設置する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	３／４	〔　－　〕	〔１／４〕
都道府県が設置する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	３／４	〔１／４〕	〔　－　〕

注　〔　〕内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

２．施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道 府県	市 町村	設置 主体
市町村が補助する場合 ・乳児院	２／３	〔　－　〕	〔１／１２〕	〔１／４〕
都道府県が補助する場合 ・乳児院	２／３	〔１／１２〕	〔　－　〕	〔１／４〕
都道府県が補助する場合 ・障害児入所施設（主として、知的障害のある児童を入所させるものに限る。）	２／３	１／６	－	１／６
市町村が補助する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	３／４	〔　－　〕	〔１／８〕	〔１／８〕

都道府県が補助する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	３／４	〔１／８〕	〔　－　〕	〔１／８〕
都道府県が補助する場合 ・障害児入所施設 （主として、重症心身障害児（児童福祉法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう）を入所させる施設に限る。）	４／５	１/10	－	１／10

注　〔　〕内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

② 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合

１．施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	２／３	〔　－　〕	〔１／３〕
都道府県が設置する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	２／３	〔１／３〕	〔　－　〕

注　〔　〕内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

２．施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道 府県	市 町村	設置 主体
市町村が補助する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	２／３	〔　－　〕	〔１／１２〕	〔１／４〕
都道府県が補助する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	２／３	〔１／１２〕	〔　－　〕	〔１／４〕
都道府県が補助する場合 ・障害児入所施設	２／３	１／６	－	１／６

注　〔　〕内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

③　津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合

１．施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道 府県	市 町村
市町村が設置する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、里親支援センター、その他施設を除く）	２／３	〔　－　〕	〔１／３〕
都道府県が設置する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、里親支援センター、その他施設を除く）	２／３	〔１／３〕	〔　－　〕

注　〔　〕内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

２．施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道 府県	市 町村	設置 主体
市町村が補助する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、里親支援センター、職員養成施設、その他施設を除く）	２／３	〔　－　〕	〔1／１２〕	〔１／４〕
都道府県が補助する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、里親支援センター、職員養成施設、その他施設を除く）	２／３	〔1／１２〕	〔　－　〕	〔１／４〕
都道府県が補助する場合 ･障害児施設等の場合	２／３	１　／　６	－	１／６

注　〔　〕内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

④　公害防止対策事業として行う場合

区分	国	都道 府県	市 町村	設置 主体
障害児施設等	5.5／10	2.5／10	－	１／５

別表２

■交付要綱８に掲げる事業（児童福祉施設等）

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	１人当たり	7,993
親子生活訓練室整備加算	１世帯当たり	4,160
初度設備相当加算	１人当たり	69
個別対応加算Ⅰ	１人当たり	585
個別対応加算Ⅱ	１人当たり	1,170
個別対応加算Ⅲ	１人当たり	1,755
心理療法室整備加算	１施設当たり	21,657
助産施設本体	１人当たり	4,227
初度設備相当加算	１人当たり	465
乳児院本体	１人当たり	2,667
初度設備相当加算（30人以下）	１人当たり	69
初度設備相当加算（30人を超える部分）	１人当たり	32
小規模ｸﾞﾙｰﾌﾟｹｱ整備加算	１グループケア当たり	2,600
心理療法室整備加算	１施設当たり	21,657
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	１人当たり	733
初度設備相当加算	１人当たり	60
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	１人当たり	640
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	１人当たり	920
親子生活訓練室整備加算	１世帯当たり	4,160
乳児院本体（交付要綱８（１）に該当する場合）	１人当たり	4,423
初度設備相当加算（30人以下）	１人当たり	115
初度設備相当加算（30人を超える部分）	１人当たり	53
小規模ｸﾞﾙｰﾌﾟｹｱ整備加算	１グループケア当たり	4,312
心理療法室整備加算	１施設当たり	35,915
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	１人当たり	1,216
初度設備相当加算	１人当たり	99
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	１人当たり	1,061
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	１人当たり	1,525
親子生活訓練室整備加算	１世帯当たり	6,900

母子生活支援施設本体	1 世 帯 当 た り	9,655
初度設備相当加算	1 世 帯 当 た り	69
心理療法室整備加算	1 施 設 当 た り	21,657
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 世 帯 当 た り	5,307
初度設備相当加算	1 世 帯 当 た り	60
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 た り	920
母子家庭等子育て支援室整備加算	1 人 当 た り	1,320
初度設備相当加算	1 人 当 た り	18

	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 （217.6㎡以上）	1 施 設 当 た り	17,731
初度設備相当加算	1 施 設 当 た り	1,402
放課後児童クラブ室設置加算 ※令和５年度以前からの継続事業に限る。	1 施 設 当 た り	3,758
小型児童館（交付要綱８（３）に該当する場合） （217.6㎡以上）	1 施 設 当 た り	26,596
初度設備相当加算	1 施 設 当 た り	2,104
小型児童館 （都市部等用地取得が困難と認められる場合） （163.2㎡以上）	1 施 設 当 た り	13,581
初度設備相当加算	1 施 設 当 た り	1,402
放課後児童クラブ室設置加算 ※令和５年度以前からの継続事業に限る。	1 施 設 当 た り	3,758
小型児童館（交付要綱８（３）に該当する場合） （都市部等用地取得が困難と認められる場合） （163.2㎡以上）	1 施 設 当 た り	20,371
初度設備相当加算	1 施 設 当 た り	2,104
児童センター （336,6㎡以上）	1 施 設 当 た り	26,711
初度設備相当加算	1 施 設 当 た り	1,402
放課後児童クラブ室設置加算 ※令和５年度以前からの継続事業に限る。	1 施 設 当 た り	3,758
児童センター（交付要綱８（３）に該当する場合） （336,6㎡以上）	1 施 設 当 た り	40,067
初度設備相当加算	1 施 設 当 た り	2,104
大型児童センター （500㎡以上）	1 施 設 当 た り	35,638
初度設備相当加算	1 施 設 当 た り	2,539
移動型児童館用車両	1 施 設 当 た り	2,095

大型児童センター（交付要綱８（３）に該当する場合）（500㎡以上）	1施設当たり	53,457
初度設備相当加算	1施設当たり	3,808
移動型児童館用車両	1施設当たり	3,142
児童養護施設本体	1人当たり	4,080
初度設備相当加算	1人当たり	69
小規模ｸﾞﾙｰﾌﾟｹｱ整備加算	1グループケア当たり	6,334
心理療法室整備加算	1施設当たり	21,657
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,493
初度設備相当加算	1人当たり	60
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	920
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	240
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,160
児童養護施設本体（交付要綱８（１）に該当する場合	1人当たり	6,767
初度設備相当加算	1人当たり	115
小規模ｸﾞﾙｰﾌﾟｹｱ整備加算	1グループケア当たり	10,504
心理療法室整備加算	1施設当たり	35,915
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	2,476
初度設備相当加算	1人当たり	99
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,525
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	398
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	6,900
児童心理治療施設本体	1人当たり	4,827
初度設備相当加算	1人当たり	69
小規模ｸﾞﾙｰﾌﾟｹｱ整備加算	1グループケア当たり	5,854
心理療法室整備加算	1施設当たり	33,286
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,160
通所部門整備加算	1人当たり	2,013
初度設備相当加算	1人当たり	57

	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1 人 当 た り	5,734
初度設備相当加算	1 人 当 た り	69
小規模ｸﾞﾙｰﾌﾟｹｱ整備加算	1グループケア当 た り	6,747
心理療法室整備加算	1 施 設 当 た り	21,657
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 た り	4,160
通所部門整備加算	1 人 当 た り	2,013
初度設備相当加算	1 人 当 た り	57
児童家庭支援センター本体	1 施 設 当 た り	13,149
里親支援センター本体	1 施 設 当 た り	13,149
職員養成施設本体	1 人 当 た り	2,240
初度設備相当加算	1 人 当 た り	69
小規模住居型児童養育事業所	1 人 当 た り	5,801
初度設備相当加算	1 人 当 た り	69
児童自立生活援助事業所	1 人 当 た り	5,294
初度設備相当加算	1 人 当 た り	69
子育て支援のための拠点施設本体	1 施 設 当 た り	10,748
地域子育て支援拠点事業所	1 施 設 当 た り	10,748
一時預かり事業所	1 施 設 当 た り	10,748
子育て短期支援事業所	1 人 当 た り	5,801
初度設備相当加算	1 人 当 た り	69
社会的養護自立支援拠点事業所	1 施 設 当 た り	10,748
初度設備相当加算	1 世 帯 当 た り	60
居室等整備加算	1 世 帯 当 た り	5,307
妊産婦等生活援助事業所	1 施 設 当 た り	10,748
初度設備相当加算	1 世 帯 当 た り	60
居室等整備加算	1 世 帯 当 た り	5,307
児童育成支援拠点事業所	1 施 設 当 た り	10,748
こども家庭センター	1 施 設 当 た り	10,748
利用者支援事業所	1 施 設 当 た り	10,748
産後ケア事業を行う施設	1 世 帯 当 た り	5,307
初度設備相当加算	1 世 帯 当 た り	60
産後ケア事業を行う施設 （創設、増築、増改築整備事業を行う場合）	1 世 帯 当 た り	7,076
初度設備相当加算	1 世 帯 当 た り	80

（注）１　豪雪地帯対策特別措置法第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定された奄美群島、離島振興法第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条第１項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第３条第１項第３号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）

２　改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の２分の１（児童厚生施設（令和５年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」により整備を行う場合は除く。）については３分の１）以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。

３　一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和５年８月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）

４　母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。

５　Ａ型児童館、Ｂ型児童館及びＢ型児童館でＡ型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。

６　児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。

７　乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。

８　「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年７月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

９　前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

10　個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」（こ成事第438号令和５年８月22日）によるものとする。

■交付要綱8（４）に掲げる事業（障害児施設等）

（1施設あたり）

事業（施設）の種類				交付基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　２０人 以下	都市部	82,339
			標準	78,419
		２１人　～ ４０人	都市部	165,363
			標準	157,489
		４１人　～ ６０人	都市部	275,691
			標準	262,563
		６１人　～ ８０人	都市部	387,981
			標準	369,506
		８１人　～１００人	都市部	499,247
			標準	475,474
		１０１人　～１２０人	都市部	610,342
			標準	581,279
		１２１人以上	都市部	721,524
			標準	687,166
	訓練事業等整備加算		都市部	34,898
			標準	33,237
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	114,935
			標準	109,462
	短期入所整備加算		都市部	9,471
			標準	9,020
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	11,007
			標準	10,483
	障害児相談支援整備加算		都市部	7,866
			標準	7,492
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	5,238
			標準	4,989
	小規模グループケア整備加算		都市部	16,894
			標準	16,090
	避難スペース整備加算		都市部	30,375
			標準	28,929
児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員　２０人 以下	都市部	45,308
			標準	43,151
		２１人　～ ４０人	都市部	91,213
			標準	86,870
		４１人　～ ６０人	都市部	152,307
			標準	145,055
		６１人　～ ８０人	都市部	213,999
			標準	203,809
		８１人　～１００人	都市部	275,691
			標準	262,563
		１０１人　～１２０人	都市部	336,614
			標準	320,585
		１２１人以上	都市部	398,476
			標準	379,501

	訓練事業等整備加算	都市部	34,897
		標準	33,236
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	114,935
		標準	109,462
	短期入所整備加算	都市部	9,471
		標準	9,020
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,007
		標準	10,483
	障害児相談支援整備加算	都市部	7,866
		標準	7,492
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,238
		標準	4,989
	避難スペース整備加算	都市部	30,375
		標準	28,929
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	22,696
		標準	21,616
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	7,866
		標準	7,492
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	5,238
		標準	4,989
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）		都市部	30,375
		標準	28,929

（注）１　上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」（こ成事第432号令和５年８月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

３　短期入所の利用定員が２人以下の場合には、「短期入所整備加算」に２分の１を乗じた額を基準額とする。

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
助産施設本体	1 人 当 た り	6,341
初度設備相当加算	1 人 当 た り	698
乳児院本体	1 人 当 た り	3,556
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 た り	92
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 た り	42
小規模ｸﾞﾙｰﾌﾟｹｱ整備加算	1グループケア当たり	3,467
心理療法室整備加算	1 施 設 当 た り	28,876
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 人 当 た り	977
初度設備相当加算	1 人 当 た り	80
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1 人 当 た り	853
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1 人 当 た り	1,226
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 た り	5,547
母子生活支援施設本体	1 世 帯 当 た り	14,482
初度設備相当加算	1 世 帯 当 た り	104
心理療法室整備加算	1 施 設 当 た り	32,485
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 世 帯 当 た り	7,961
初度設備相当加算	1 世 帯 当 た り	90
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1 人 当 た り	1,380
母子家庭等子育て支援室整備加算	1 人 当 た り	1,980
初度設備相当加算	1 人 当 た り	28

（注）1　改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の２分の１以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
2　一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和５年８月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）
3　母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
4　乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
5　「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年７月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
6　前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
7　沖縄振興特別措置法第３条第１項第３号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

（1施設あたり）

事業（施設）の種類				交付基礎点数
障害児入所施設 （主として知的障害のある児童を入所させるものに限る。）	本体	利用定員　２０人 以下	都市部	109,763
			標準	104,537
		２１人　～ ４０人	都市部	220,552
			標準	210,050
		４１人　～ ６０人	都市部	367,588
			標準	350,084
		６１人　～ ８０人	都市部	517,285
			標準	492,653
		８１人　～１００人	都市部	665,651
			標準	633,954
		１０１人　～１２０人	都市部	813,814
			標準	775,061
		１２１人以上	都市部	961,975
			標準	916,167
	訓練事業等整備加算		都市部	46,588
			標準	44,370
	大規模生産設備等整備加算		都市部	153,281
			標準	145,982
	短期入所整備加算		都市部	12,696
			標準	12,092
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,744
			標準	14,042
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	10,443
			標準	9,946
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,982
			標準	6,650
	小規模グループケア整備加算		都市部	22,526
			標準	21,454
	避難スペース整備加算		都市部	40,444
			標準	38,519
障害児入所施設 （主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ）を入所させるものに限る。）	本体	利用定員　２０人 以下	都市部	118,570
			標準	112,924
		２１人　～ ４０人	都市部	238,164
			標準	226,823
		４１人　～ ６０人	都市部	397,076
			標準	378,168
		６１人　～ ８０人	都市部	558,651
			標準	532,049
		８１人　～１００人	都市部	718,896
			標準	684,663
		１０１人　～１２０人	都市部	878,935
			標準	837,081
		１２１人以上	都市部	1,038,973
			標準	989,499

	訓練事業等整備加算	都市部	50,274
		標準	47,880
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	165,568
		標準	157,684
	短期入所整備加算	都市部	13,720
		標準	13,067
	障害児相談支援整備加算	都市部	11,262
		標準	10,726
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	7,545
		標準	7,186
	小規模グループケア整備加算	都市部	24,266
		標準	23,111
	避難スペース整備加算	都市部	43,720
		標準	41,639
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	30,205
		標準	28,767

（注）１　上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」（こ成事第432号令和５年８月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

３　短期入所の利用定員が２人以下の場合には、「短期入所整備加算」に２分の１を乗じた額を基準額とする。

■交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1 人 当 た り	3,556
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 た り	92
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 た り	42
小規模ｸﾞﾙｰﾌﾟｹｱ整備加算	1グループケア当 た り	3,467
心理療法室整備加算	1 施 設 当 た り	28,876
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 人 当 た り	977
初度設備相当加算	1 人 当 た り	80
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1 人 当 た り	853
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1 人 当 た り	1,226
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 た り	5,547
児童心理治療施設本体	1 人 当 た り	6,436
初度設備相当加算	1 人 当 た り	92
小規模ｸﾞﾙｰﾌﾟｹｱ整備加算	1グループケア当 た り	7,805
心理療法室整備加算	1 施 設 当 た り	44,381
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 た り	5,547
通所部門整備加算	1 人 当 た り	2,684
初度設備相当加算	1 人 当 た り	76

（注）1　豪雪地帯対策特別措置法第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定された奄美群島、離島振興法第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条第１項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第３条第１項第３号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
2　改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の２分の１以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
3　一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和５年８月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て））
4　「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年７月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
5　乳児院、児童心理治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
6　前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

（1施設あたり）

事業（施設）の種類				交付基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　２０人 以下	都市部	109,763
			標準	104,537
		２１人　～　４０人	都市部	220,552
			標準	210,050
		４１人　～　６０人	都市部	367,588
			標準	350,084
		６１人　～　８０人	都市部	517,285
			標準	492,653
		８１人　～１００人	都市部	665,651
			標準	633,954
		１０１人　～　１２０人	都市部	813,814
			標準	775,061
		１２１人　以上	都市部	961,975
			標準	916,167
	訓練事業等整備加算		都市部	46,588
			標準	44,370
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	153,281
			標準	145,982
	短期入所整備加算		都市部	12,696
			標準	12,092
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,744
			標準	14,042
	障害児相談支援整備加算		都市部	10,443
			標準	9,946
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,982
			標準	6,650
	小規模グループケア整備加算		都市部	22,525
			標準	21,453
	避難スペース整備加算		都市部	40,444
			標準	38,519

（注）１　上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」（こ成事第432号令和５年８月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

３　短期入所の利用定員が２人以下の場合には、「短期入所整備加算」に２分の１を乗じた額を基準額とする。

４　木造施設の改築として行う場合に限る。

■交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 た り	10,551
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	5,492
初度設備相当加算	1 人 当 た り	91
個別対応加算Ⅰ	1 人 当 た り	772
個別対応加算Ⅱ	1 人 当 た り	1,544
個別対応加算Ⅲ	1 人 当 た り	2,316
心理療法室整備加算	1 施 設 当 た り	28,587
助産施設本体	1 人 当 た り	5,580
初度設備相当加算	1 人 当 た り	614
乳児院本体	1 人 当 た り	3,520
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 た り	91
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 た り	42
小規模ｸﾞﾙｰﾌﾟｹｱ整備加算	1グループケア当たり	3,432
心理療法室整備加算	1 施 設 当 た り	28,587
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 人 当 た り	968
初度設備相当加算	1 人 当 た り	79
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1 人 当 た り	844
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1 人 当 た り	1,214
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	5,492
母子生活支援施設本体	1 世帯当たり	12,744
初度設備相当加算	1 世帯当たり	91
心理療法室整備加算	1 施 設 当 た り	28,587
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 世帯当たり	7,006
初度設備相当加算	1 世帯当たり	79
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1 人 当 た り	1,214
母子家庭等子育て支援室整備加算	1 人 当 た り	1,742
初度設備相当加算	1 人 当 た り	24

	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 （217.6㎡以上）	1施設当たり	35,107
初度設備相当加算	1施設当たり	2,777
放課後児童クラブ室設置加算 ※令和５年度以前からの継続事業に限る。	1施設当たり	7,440
小型児童館 （都市部等用地取得が困難と認められる場合） （163.2㎡以上）	1施設当たり	26,890
初度設備相当加算	1施設当たり	2,777
放課後児童クラブ室設置加算 ※令和５年度以前からの継続事業に限る。	1施設当たり	7,440
児童センター （336,6㎡以上）	1施設当たり	52,888
初度設備相当加算	1施設当たり	2,777
放課後児童クラブ室設置加算 ※令和５年度以前からの継続事業に限る。	1施設当たり	7,440
大型児童センター （500㎡以上）	1施設当たり	70,564
初度設備相当加算	1施設当たり	5,027
移動型児童館用車両	1施設当たり	6,222
児童養護施設本体	1人当たり	5,386
初度設備相当加算	1人当たり	91
小規模ｸﾞﾙｰﾌﾟｹｱ整備加算	1グループケア 当たり	8,361
心理療法室整備加算	1施設当たり	28,587
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,971
初度設備相当加算	1人当たり	79
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	1,214
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	316
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,492
児童心理治療施設本体	1人当たり	6,372
初度設備相当加算	1人当たり	91
小規模ｸﾞﾙｰﾌﾟｹｱ整備加算	1グループケア 当たり	7,727
心理療法室整備加算	1施設当たり	43,937
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,492
通所部門整備加算	1人当たり	2,658
初度設備相当加算	1人当たり	75

	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1 人 当 た り	7,569
初度設備相当加算	1 人 当 た り	91
小規模ｸﾞﾙｰﾌﾟｹｱ整備加算	1グループケア当 た り	8,907
心理療法室整備加算	1 施 設 当 た り	28,587
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 た り	5,492
通所部門整備加算	1 人 当 た り	2,658
初度設備相当加算	1 人 当 た り	75
小規模住居型児童養育事業所	1 人 当 た り	7,657
初度設備相当加算	1 人 当 た り	91
児童自立生活援助事業所	1 人 当 た り	6,988
初度設備相当加算	1 人 当 た り	91
子育て支援のための拠点施設本体	1 施 設 当 た り	14,188
地域子育て支援拠点事業所	1 施 設 当 た り	14,188
一時預かり事業所	1 施 設 当 た り	14,188
子育て短期支援事業所	1 人 当 た り	7,657
初度設備相当加算	1 人 当 た り	91
社会的養護自立支援拠点事業所	1 施 設 当 た り	12,186
初度設備相当加算	1 世 帯 当 た り	79
居室等整備加算	1 世 帯 当 た り	7,006
妊産婦等生活援助事業所	1 施 設 当 た り	12,186
初度設備相当加算	1 世 帯 当 た り	79
居室等整備加算	1 世 帯 当 た り	7,006
児童育成支援拠点事業所	1 施 設 当 た り	14,188
こども家庭センター	1 施 設 当 た り	12,186
利用者支援事業所	1 施 設 当 た り	14,188
産後ケア事業を行う施設	1 世 帯 当 た り	7,006
初度設備相当加算	1 世 帯 当 た り	79

（注）1　豪雪地帯対策特別措置法第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定された奄美群島、離島振興法第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条第１項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第３条第１項第３号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
2　改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の２分の１以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
3　一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和５年８月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）
4　母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
5　Ａ型児童館、Ｂ型児童館及びＢ型児童館でＡ型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
6　児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
7　乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
8　「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年７月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
9　前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
10　個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」（こ成事第438号令和５年８月22日）によるものとする。

■交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

（1施設あたり）

事業（施設）の種類				交付基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　４０人 以下	都市部	219,545
			標準	209,091
		４１人　～　６０人	都市部	365,710
			標準	348,296
		６１人　～　８０人	都市部	514,521
			標準	490,020
		８１人　～１００人	都市部	661,966
			標準	630,444
		１０１人　～　１２０人	都市部	809,581
			標準	771,030
		１２１人　以上	都市部	956,855
			標準	911,291
	訓練事業等整備加算		都市部	46,246
			標準	44,044
	短期入所整備加算		都市部	10,494
			標準	9,995
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,504
			標準	13,814
児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員　４０人以下	都市部	121,590
			標準	115,800
		４１人　～　６０人	都市部	202,479
			標準	192,838
		６１人　～　８０人	都市部	284,564
			標準	271,014
		８１人　～１００人	都市部	366,819
			標準	349,352
		１０１人　～１２０人	都市部	447,880
			標準	426,553
		１２１人以上	都市部	529,965
			標準	504,729
	訓練事業等整備加算		都市部	46,161
			標準	43,963
	短期入所整備加算		都市部	12,628
			標準	12,027
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,504
			標準	13,814

（注）１　上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」（こ成事第432号令和５年８月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。
２　本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
３　短期入所の利用定員が２人以下の場合には、「短期入所整備加算」に２分の１を乗じた額を基準額とする。

■公害防止対策事業として行う場合（障害児施設等）

（1施設あたり）

事業（施設）の種類				交付基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　２０人 以下	都市部	90,544
			標準	86,233
		２１人　～ ４０人	都市部	181,970
			標準	173,305
		４１人　～ ６０人	都市部	303,312
			標準	288,869
		６１人　～ ８０人	都市部	426,767
			標準	406,445
		８１人　～１００人	都市部	549,165
			標準	523,015
		１０１人　～１２０人	都市部	671,388
			標準	639,418
		１２１人　以上	都市部	793,700
			標準	755,905
	訓練事業等整備加算		都市部	38,364
			標準	36,538
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	126,446
			標準	120,425
	短期入所整備加算		都市部	10,470
			標準	9,972
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	12,142
			標準	11,564
	障害児相談支援整備加算		都市部	8,658
			標準	8,246
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	5,763
			標準	5,489
	小規模グループケア整備加算		都市部	18,566
			標準	17,682
	避難スペース整備加算		都市部	33,437
			標準	31,845

児童発達支援センター	本体	利用定員　２０人 以下	都市部	49,803
			標準	47,432
		２１人　～ ４０人	都市部	100,311
			標準	95,535
		４１人　～ ６０人	都市部	167,539
			標準	159,561
		６１人　～ ８０人	都市部	235,381
			標準	224,173
		８１人　～１００人	都市部	303,312
			標準	288,869
		１０１人　～１２０人	都市部	370,276
			標準	352,644
		１２１人　以上	都市部	438,294
			標準	417,423
	訓練事業等整備加算		都市部	38,364
			標準	36,538
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	126,446
			標準	120,425
	短期入所整備加算		都市部	10,470
			標準	9,972
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	12,142
			標準	11,564
	障害児相談支援整備加算		都市部	8,658
			標準	8,246
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	5,763
			標準	5,489
	避難スペース整備加算		都市部	33,437
			標準	31,845

（注）１　上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」（こ成事第432号令和５年８月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。
２　本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
３　短期入所の利用定員が２人以下の場合には、「短期入所整備加算」に２分の１を乗じた額を基準額とする。

■解体撤去交付基礎点数

	単　位	標　準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	交付要綱８（１）に該当する事業の場合	交付要綱８（２）に該当する事業の場合	公害防止対策事業として行う場合	交付要綱８（３）に該当する事業の場合
児童相談所一時保護施設	１人当たり	135	－	－	178	－	－	－	－
助産施設	１人当たり	219	328	－	289	－	－	－	－
乳児院	１人当たり	127	169	169	168	169	－	－	－
母子生活支援施設	１世帯当たり	467	700	－	616	－	－	－	－
児童厚生施設本体									
小型児童館	１施設当たり	931	－	－	1,845	－	－	－	1,397
児童センター	１施設当たり	1,403	－	－	2,778	－	－	－	2,104
大型児童センター	１施設当たり	1,875	－	－	3,713	－	－	－	2,813
児童養護施設	１人当たり	197	－	－	261	263	－	－	－
児童心理治療施設本体	１人当たり	226	－	302	299	－	－	－	－
児童自立支援施設	１人当たり	285	－	－	376	－	－	－	－
児童家庭支援センター	１施設当たり	665	－	－	－	－	－	－	－
里親支援センター	１施設当たり	665	－	－	－	－	－	－	－
職員養成施設	１人当たり	119	－	－	－	－	－	－	－
小規模住居型児童養育事業所	１人当たり	499	－	－	658	－	－	－	－
児童自立生活援助事業所	１人当たり	444	－	－	586	－	－	－	－
子育て支援のための拠点施設本体	１施設当たり	609	－	－	804	－	－	－	－
地域子育て支援拠点事業所	１施設当たり	609	－	－	804	－	－	－	－
一時預かり事業所	１施設当たり	609	－	－	804	－	－	－	－
子育て短期支援事業所	１人当たり	609	－	－	804	－	－	－	－
社会的養護自立支援拠点事業所	１施設当たり	609	－	－	804	－	－	－	－
妊産婦等生活援助事業所	１施設当たり	609	－	－	804	－	－	－	－
児童育成支援拠点事業所	１世帯当たり	609	－	－	804	－	－	－	－
こども家庭センター	１世帯当たり	609	－	－	804	－	－	－	－
利用者支援事業所	１施設当たり	609	－	－	804	－	－	－	－
産後ケア事業を行う施設	１世帯当たり	467	－	－	616	－	622	－	－
障害児入所施設	１施設当たり	9,832	19,990 17,552	13,164	13,083	－	－	10,810	－
障害児入所施設（都市部）	１施設当たり	10,323	20,989 18,429	13,822	13,737	－	－	11,350	－
障害児施設（障害児入所施設を除く）	１施設当たり	4,940	17,552	6,582	6,338	－	－	5,430	－
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	１施設当たり	5,187	18,429	6,911	6,654	－	－	5,701	－

（注）１　豪雪地帯対策特別措置法第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定された奄美群島、離島振興法第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条第１項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第３条第１項第３号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて 得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
２　前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
３　Ａ型児童館及びＢ型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
４　障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単　位	標　準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	交付要綱８（１）に該当する事業の場合	交付要綱８（２）に該当する事業の場合	公害防止対策事業として行う場合	交付要綱８（３）に該当する事業の場合
児童相談所一時保護施設	１人当たり	245	－	－	323	－	－	－	－
助産施設	１人当たり	412	618	－	543	－	－	－	－
乳児院	１人当たり	228	342	304	301	304	－	－	－
母子生活支援施設	１世帯当たり	852	1,278	－	1,124	－	－	－	－
児童厚生施設本体									
小型児童館	１施設当たり	1,397	－	－	2,767	－	－	－	2,194
児童センター	１施設当たり	2,105	－	－	4,169	－	－	－	3,307
大型児童センター	１施設当たり	2,812	－	－	5,568	－	－	－	4,417
児童養護施設	１人当たり	354	－	－	468	472	－	－	－
児童心理治療施設本体	１人当たり	429	－	572	566	－	－	－	－
児童自立支援施設	１人当たり	505	－	－	667	－	－	－	－
児童家庭支援センター	１施設当たり	1,188	－	－	－	－	－	－	－
里親支援センター	１施設当たり	1,188	－	－	－	－	－	－	－
職員養成施設	１人当たり	220	－	－	－	－	－	－	－
小規模住居型児童養育事業所	１人当たり	2,089	－	－	2,758	－	－	－	－
児童自立生活援助事業所	１人当たり	1,855	－	－	2,448	－	－	－	－
子育て支援のための拠点施設本体	１施設当たり	1,085	－	－	1,432	－	－	－	－
地域子育て支援拠点事業所	１施設当たり	1,085	－	－	1,432	－	－	－	－
一時預かり事業所	１施設当たり	1,085	－	－	1,432	－	－	－	－
子育て短期支援事業所	１人当たり	2,089	－	－	2,758	－	－	－	－
社会的養護自立支援拠点事業所	１施設当たり	1,085	－	－	1,432	－	－	－	－
妊産婦等生活援助事業所	１施設当たり	1,085	－	－	1,432	－	－	－	－
児童育成支援拠点事業所	１世帯当たり	1,085	－	－	1,432	－	－	－	－
こども家庭センター	１世帯当たり	1,085	－	－	1,432	－	－	－	－
利用者支援事業所	１施設当たり	1,085	－	－	1,432	－	－	－	－
産後ケア事業を行う施設	１世帯当たり	852	－	－	1,124	－	1,136	－	－
障害児入所施設	１施設当たり	18,040	25,939 23,989	23,989	23,891	－	－	19,777	－
障害児入所施設（都市部）	１施設当たり	18,942	27,235 25,188	25,188	25,085	－	－	20,765	－
障害児施設（障害児入所施設を除く）	１施設当たり	8,613	11,506	11,506	11,376	－	－	9,469	－
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	１施設当たり	9,043	12,081	12,081	11,944	－	－	9,942	－

（注）１　豪雪地帯対策特別措置法第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定された奄美群島、離島振興法第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条第１項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第３条第１項第３号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
２　前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
３　Ａ型児童館及びＢ型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
４　障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■積雪寒冷地域体育施設　交付基礎点数表

	標準	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	42,794	－
児童心理治療施設	－	57,063

（注）　前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース　交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設以外）	16,576	22,097
初度設備相当加算	901	2,356
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設）	7,481	

（注）１　前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
　　２　子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（こ成事第435号令和５年８月22日）の「Ⅰ地域に密着した独自の事業を実施するための地域スペースの整備」に準じて行うものとする。

■余裕教室活用促進事業　交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	（児童厚生施設以外を整備する場合）	（児童厚生施設を整備する場合）
本体点数	22,097	14,736
初度設備相当加算	3,934	2,620

（注）　前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費　交付基礎点数表

	スプリンクラー設備 （既存施設における整備事業）	
基準点数（１㎡当たり）	乳児院	12
	消火ポンプユニット等加算 （１施設当たり）	2,127
	障害児入所施設	17
	消火ポンプユニット等加算 （１施設当たり）	2,511
	障害児入所施設（延べ床面積1,000㎡以上の平屋建て）	33
	消火ポンプユニット等加算 （１施設当たり）	2,511
	障害児入所施設、児童厚生施設及び乳児院以外の児童福祉施	8
	児童厚生施設	5

※　創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■屋内消火栓設備　交付基礎点数表

	屋内消火栓設備 （既存施設における整備事業）	
基準点数	屋内消火栓設備（児童福祉施設等）	
	基本点数	3,449
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	178
	パッケージ型消火栓設備（1個あたり）	266
	屋内消火栓設備（障害児施設等）	
	基本点数	407
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	210
	パッケージ型消火栓設備（1個あたり）	315

※　創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置　交付基礎点数表

	自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 （既存施設における整備事業）
基準点数（１施設あたり）	137

※　創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■特殊附帯工事　交付基礎点数

	標　準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	交付要綱８（１）に該当する事業の場合	交付要綱８（２）に該当する事業の場合	交付要綱８（３）に該当する事業の場合
標準（児童厚生施設、児童育成支援拠点事業所、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外）	10,628	－	－	－	－	－	－
児童厚生施設	7,054	－	－	13,968	－	－	11,079
児童育成支援拠点事業所	10,241	－	－	13,519	－	－	－
子育て支援のための拠点施設	10,241	－	－	13,519	－	－	－
地域子育て支援拠点事業所	10,241	－	－	13,519	－	－	－
一時預かり事業所	10,241	－	－	13,519	－	－	－
社会的養護自立支援拠点事業所	10,241	－	－	13,519	－	－	－
妊産婦等生活援助事業所	10,241	－	－	13,519	－	－	－
こども家庭センター	10,241	－	－	13,519	－	－	－
利用者支援事業所	10,241	－	－	13,519	－	－	－
乳児院	－	14,171	－	－	－	－	－
助産施設、母子生活支援施設	－	15,942	－	－	－	－	－
乳児院、児童心理治療施設	－	－	14,171	－	－	－	－
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て短期支援事業所、産後ケア事業を行う施設、	－	－	－	14,029	－	－	－
乳児院、児童養護施設	－	－	－	－	14,171	－	－
産後ケア事業を行う施設	－	－	－	－	－	14,171	－
福祉型障害児入所施設（主として知的障害のある児童及び肢体不自由のある児童を入所させるものに限る）、医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童及び重症心身障害児）	10,320	－	－	－	－	－	－

（注）　前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■定期借地権設定のための一時金加算

	単価（１施設あたり）
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小規模住居型児童養育事業所、児童自立生活援助事業所、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所	児童福祉施設等の設置に必要な土地について、当該施設等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の２分の１に別添１－４に定める国の負担割合を乗じた額を1,000で除して得た交付基礎点数（小数点以下は切り捨て）

別表３

算　　定　　基　　準
（　そ　の　他　施　設　）

１区分	２種目	３基　　準	４対象経費	５負担割合
施設整備	本体工事費	次に掲げる点数とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、こども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。 こども家庭庁長官が必要と認めた面積 鉄筋　　こども家庭庁長官が必要と認めた点数 ブロック　こども家庭庁長官が必要と認めた点数 木造　　こども家庭庁長官が必要と認めた点数	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	別表１－４のとおり
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	こども家庭庁長官が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

別表４

算　　定　　基　　準

（余裕教室活用促進事業）

１区分	２基準	３対象経費	４負担割合
施設整備	余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表２に掲げる交付基礎点数とする。	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費	別表１－４のとおり

（注）前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表５

算　　定　　基　　準

（耐震化等整備事業）

増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備

１区分	２種目	３基　　準	４対象経費	５負担割合
施設整備	本体工事費	ア　定員１人当たり交付基礎点数を適用する場合 （ア）別表６に掲げる定員１人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 （イ）沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表６に掲げる定員１人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 （ウ）地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表６に掲げる定員１人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 （エ）地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表６に掲げる定員１人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 イ　１世帯当たり交付基礎点数を適用する場合 （ア）別表６に掲げる１世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。 （イ）沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表６に掲げる１世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（７に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6％に相当する額を限度額とする。以下同じ。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。	別表１－４のとおり

		ウ　一部改築 「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和５年８月22日）により算出されたものを基準とする。 エ　豪雪地帯対策特別措置法第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定された奄美群島、離島振興法第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条第１項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第３条第１項第３号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。		
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表６に掲げる１単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

（注）前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表６　耐震化等整備事業

	単　位	交　付　基　礎　点　数
児童相談所一時保護施設本体	１人当たり	9,092
助産施設本体	１人当たり	5,961
乳児院本体	１人当たり	4,894
母子生活支援施設本体	１世帯当たり	14,936
児童養護施設本体	１人当たり	6,121
児童心理治療施設本体	１人当たり	7,908
通所部門整備加算	１人当たり	2,733
児童自立支援施設本体	１人当たり	8,668
通所部門整備加算	１人当たり	2,733

（注）１　豪雪地帯対策特別措置法第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定された奄美群島、離島振興法第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条第１項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第３条第１項第３号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
２　前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

	単　位	交　付　基　礎　点　数
助産施設本体	１人当たり	8,941
乳児院本体	１人当たり	6,525
母子生活支援施設本体	１人当たり	22,404

（注）１　前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
２　沖縄振興特別措置法第３条第１項第３号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）

■交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合）

	単　位	交　付　基　礎　点　数
乳児院本体	１人当たり	6,525
児童心理治療施設本体	１人当たり	11,557
通所部門整備加算	１人当たり	3,645

（注）１　豪雪地帯対策特別措置法第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定された奄美群島、離島振興法第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条第１項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第３条第１項第３号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
２　前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

耐震化等整備事業

（１施設あたり）

事業（施設）の種類				交付基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　　４０人 以下	都市部	219,630
			標準	209,172
		４１人　～　６０人	都市部	365,795
			標準	348,377
		６１人　～　８０人	都市部	514,606
			標準	490,101
		８１人　～　１００人	都市部	661,966
			標準	630,444
		１０１人　～　１２０人	都市部	809,666
			標準	771,111
		１２１人　～	都市部	956,940
			標準	911,372
	訓練事業等整備加算		都市部	46,332
			標準	44,126
	短期入所整備加算		都市部	10,494
			標準	9,995
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,504
			標準	13,814

（注）１　上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」（こ成事第432号令和５年８月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

３　短期入所の利用定員が２人以下の場合には、「短期入所整備加算」に２分の１を乗じた額を基準額とする。

４　障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合）

（１施設あたり）

事業（施設）の種類				交付基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　　４０人 以下	都市部	292,841
			標準	278,897
		４１人 ～ ６０人	都市部	487,796
			標準	464,568
		６１人 ～ ８０人	都市部	686,129
			標準	653,457
		８１人 ～１００人	都市部	882,621
			標準	840,592
		１０１人 ～ １２０人	都市部	1,079,623
			標準	1,028,213
		１２１人 以上	都市部	1,275,909
			標準	1,215,152
	訓練事業等整備加算		都市部	61,843
			標準	58,899
	短期入所整備加算		都市部	13,925
			標準	13,262
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	19,351
			標準	18,430

（注）１　上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」（こ成事第432号令和５年８月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

３　短期入所の利用定員が２人以下の場合には、「短期入所整備加算」に２分の１を乗じた額を基準額とする。

４　木造の障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

（沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合）

（１施設あたり）

事業（施設）の種類				交付基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　４０人 以下	都市部	292,841
			標準	278,897
		４１人　～　６０人	都市部	487,796
			標準	464,568
		６１人　～　８０人	都市部	686,129
			標準	653,457
		８１人　～　１００人	都市部	882,621
			標準	840,592
		１０１人　～　１２０人	都市部	1,079,623
			標準	1,028,213
		１２１人　～	都市部	1,275,909
			標準	1,215,152
	訓練事業等整備加算		都市部	61,843
			標準	58,899
	短期入所整備加算		都市部	13,925
			標準	13,262
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	19,351
			標準	18,430

（注）１　上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについ
（こ成事第432号令和５年８月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

３　短期入所の利用定員が２人以下の場合には、「短期入所整備加算」に２分の１を乗じた額を基準額とする。

４　障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

■公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合

（１施設あたり）

事業（施設）の種類				交付基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　４０人 以下	都市部	241,540
			標準	230,039
		４１人　～　６０人	都市部	402,393
			標準	383,232
		６１人　～　８０人	都市部	566,061
			標準	539,106
		８１人　～１００人	都市部	728,232
			標準	693,555
		１０１人　～１２０人	都市部	890,668
			標準	848,256
		１２１人　以上	都市部	1,052,664
			標準	1,002,538
	訓練事業等整備加算		都市部	51,035
			標準	48,605
	短期入所整備加算		都市部	11,526
			標準	10,978
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	15,926
			標準	15,168

（注）１　上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」（こ成事第432号令和５年８月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

３　短期入所の利用定員が２人以下の場合には、「短期入所整備加算」に２分の１を乗じた額を基準額とする。

■解体撤去交付基礎点数表

	単　位	標　準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	177	－	－	－
助産施設	1人当たり	290	436	－	－
乳児院	1人当たり	170	227	227	－
母子生活支援施設	1世帯当たり	621	932	－	－
児童養護施設	1人当たり	260	－	－	－
児童心理治療施設	1人当たり	298	－	398	－
児童自立支援施設	1人当たり	372	－	－	－
障害児入所施設	1施設当たり	13,164	19,990 17,552	17,552	14,414
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	13,822	20,989 18,429	18,429	15,134
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	－	－	－	－
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	－	－	－	－

（注）1　豪雪地帯対策特別措置法第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定された奄美群島、離島振興法第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条第１項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第３条第１項第３号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
2　前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
3　障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単　位	標　準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	318	－	－	－
助産施設	1人当たり	538	808	－	－
乳児院	1人当たり	298	398	398	－
母子生活支援施設	1世帯当たり	1,124	1,686	－	－
児童養護施設	1人当たり	470	－	－	－
児童心理治療施設	1人当たり	560	－	746	－
児童自立支援施設	1人当たり	668	－	－	－
障害児入所施設	1施設当たり	23,972	36,568 31,985	31,985	26,398
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	25,170	38,396 33,584	33,584	27,717
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	－	－	－	－
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	－	－	－	－

（注）1　豪雪地帯対策特別措置法第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定された奄美群島、離島振興法第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条第１項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第３条第１項第３号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
2　前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
3　障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

別紙　1
様式　１－１

第　　号
年　　月　　日

○○厚生（支）局長　殿

都道府県知事
指定都市の長
中 核 市 の 長
児童相談所設置市の長
市　町　村　長

（元号）　　年度次世代育成支援対策施設整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

１　申　　請　　額	別紙のとおり（別紙１　様式１－２）
２　整備計画概要	別紙のとおり（別紙１　様式１－２）
３　防犯対策強化計画書	別紙のとおり（別紙１　様式１－３）
４　申請額算出内訳	別紙のとおり（別紙１　様式１－５）

（添付書類）
・　都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村の歳入歳出予算書（見込書）抄本

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号）　　年度」の後に「（（元号）　　年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙　1

様式　１－２

（元号）　　年度次世代育成支援対策施設整備計画書

（通常整備事業分、耐震化等整備事業分）

都道府県・市区町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．整備計画の概要

施設種別	施　設　名	設　置主　体	所　在　地	整　備区　分	対象経費の実支出（予定）額	交付金申請額	年次計画	抵当権設定の有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合　　計								

２．整備の目的

３．次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画における位置付け

４．管内における現在の状況と今後の推移について

（１）児童相談所一時保護施設の状況について（施設ごとに記載すること）

今般の整備計画を申請するに当たって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

ただし、相談事業の処理件数（過去３年分）、職員の配置状況（過去３年分）、一時保護施設の入所率などの利用状況を必ず添付すること。

（２）児童入所等施設等の状況について（施設ごとに記載すること）

今般の整備計画を申請するに当たって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

ただし、児童入所等施設の整備を行う場合については、様式１－４についても作成されたい。

（３）子育て支援のための拠点施設の状況について（施設ごとに記載すること）

今般の整備計画を申請するにあたって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

５．耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について

耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について特記すべき事項がある場合は、詳細に記載すること。（施設ごとに記載すること）

※　「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成７年法律第１２３号）第５条及び第６条に規定する耐震改修促進計画や「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成２５年法律第９５号）第１３条に規定する国土強靱化地域計画等、耐震化整備に係る計画を策定している場合には、当該計画を添付すること。

様式１－２　記入要領

通常整備事業分（耐震化等整備事業以外の整備）、耐震化等整備事業分のうち、該当する事業を○で囲み、別葉に作成すること。
都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

１．整備計画の概要

整備予定の児童福祉施設等及び障害児施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「所在地」：市町村名まで記入すること。
※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・拡張・大規模修繕・民老　等
※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。
※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「（元号）　　年度●●％～（元号）　　年度●●％」と記入すること。
※「抵当権設定の有無」：令和５年６月１５日こ成事第３３１号こ支虐第６９号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」の別添１「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分承認基準」第３の３の（１）に規定する抵当権の設定の有無の別について、○をつけること。
※１つの施設で複数の整備区分がある場合でも、１つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。

２．整備の目的

当該整備計画に掲げられている施設整備の目的を記入すること。
記入の観点としては、施設整備の目的及び必要性、施設整備による効果等とする。
※必要に応じ、資料を添付すること。

３．次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画における位置付け

策定された行動計画との関連性、ソフト事業等との関連性などについて記入すること。
また、翌年度以降の整備計画などがあれば記入し、将来的な展望等も記入すること。
※必要に応じ、資料を添付すること。

４．管内における現在の状況と今後の推移について

現在の管内の状況と整備計画を踏まえた今後の推移などについて記入すること。
※必要に応じ、資料を添付すること。

５．耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について

耐震化を行う場合は、必ず現在の状況及び整備の必要性について記入すること。
また、地域計画や建物を取り巻く環境など、協議施設との関係で、特殊事情等があり、特記すべき事項がある場合にはあわせて記入すること。

別紙　1

様式　1－3

（元号）　　年度防犯対策強化整備計画書

都道府県・市区町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1．防犯計画の概要

施設種別	施設名	設置主体	所在地	整　備　区　分	対象経費の実支出予定額	交付金申請額
合　　計						

2．防犯対策強化に係る整備の概要（防犯対策強化の必要性を認めた理由を具体的に記入すること）

施　設　名	防犯対策強化に係る整備の概要及び整備が必要な理由

様式１－３　記入要領（防犯対策強化に係る整備を実施する場合に記入すること。）

都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も合わせて記入すること。

１．防犯計画の概要

整備予定の児童福祉施設等及び障害児施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」を記入すること。

※「所在地」：市町村名まで記入すること。

※「整備区分」：「防犯対策強化」と記入すること。

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

２．防犯対策強化に係る整備の概要

※防犯対策の強化に係る整備について、都道府県、市区町村がその必要性を認めた理由を記入すること。（経緯、現状、整備による効果等を具体的に記入すること）

別紙1

様式 1－4　　児童入所等施設を整備する場合

都道府県・市区町村名:

部(局)課名:	部	課
担当者:	連絡先:	

1 管内における施設種別ごとの定員、現員、入所率

（単位:人、%）

施設種別	（元号）　年度 ＊3年度前の年度			（元号）　年度 ＊2年度前の年度			（元号）　年度（　　月末現在） ＊前年度			（元号）　年度 ＊本年度
	定員(暫定) A	現員　B	入所率 B／A	定員(暫定) A	現員　B	入所率 B／A	定員(暫定) A	現員　B	入所率 B／A	定員(暫定)
乳児院(※1)	(　　)		(　　)	(　　)		(　　)	(　　)		(　　)	(　　)
母子生活支援施設	(　　)		(　　)	(　　)		(　　)	(　　)		(　　)	(　　)
児童養護施設(※1)	(　　)		(　　)	(　　)		(　　)	(　　)		(　　)	(　　)
児童心理治療施設(※1)	(　　)		(　　)	(　　)		(　　)	(　　)		(　　)	(　　)
児童自立支援施設(※1)	(　　)		(　　)	(　　)		(　　)	(　　)		(　　)	(　　)

(注)定員(暫定)、現員、入所率については、年間平均入所率を記入すること。ただし、前年度については、数値の確定していない月がある場合には、確定している範囲で記入すること。

2 里親等委託率(1の表中(※1)の施設の整備を行う場合)　　（単位:%）

（元号）　年度	（元号）　年度	（元号）　年度 (　　月　　日 現在)

【里親等委託率算出方法】

里親等委託率(%)＝((里親委託児童数＋ファミリーホーム委託児童数)／(児童養護施設入所児童数＋乳児院入所児童数＋里親委託児童数＋ファミリーホーム委託児童数)) ×100

過去3か年度分の里親等委託率を記入すること。
なお、3年度前の年度、2年度前の年度については、3月末日現在、前年度については、数値の確定している範囲で記入すること。

3 その他の状況

	（元号）　年度	（元号）　年度	（元号）　年度	備考
人口(人) (※1)				
児童数(人) (※1)				
虐待相談件数(件) (※2)				
非行相談件数(件) (※2)				
母子家庭世帯数(世帯) (※1)(※3)				

(注)過去3か年度分の状況を記入すること。

※1 調査時点については、各年度とも同一月日とすること。また、備考欄に調査時点(月日)を記入すること

※2 3年度前の年度、2年度前の年度については、3月末現在の数値を記入すること。前年度については、見込を記入すること。

※3 母子生活支援施設を整備する場合に記入すること。

別紙1
様式1－5

（元 号）　年 度 次 世 代 育 成 支 援 対 策 施 設 整 備 交 付 金 申 請 額 内 訳

都道府県・市区町村名

設置主体	施設種別	設置者の総事業費 A 円	対象経費の実支出（予定）額 B（≦A）円	寄付金その他の収入額等 C 円	差引額 D（=A-C）円	選定額 E 円	交付基礎点数表による算定額 定員 F	交付基礎点数 G 点	基準点数 H(=F×G)点	豪雪地域等加算 I(=H×8%)点	算定額合計 J(=H+I)×1,000 円	交付金基本額 K 円	交付金所要額 L 円	都道府県負担額 M 円	市町村負担額 N 円
自治体															
	小計														
自治体以外															
	小計														
	計														

（注）(1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
(2) 交付金算定方法が交付要綱8によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額（対象経費のみ）の合計に1／2（児童厚生施設については1／3）を乗じたもの（ただし、千円未満は切捨て）をJ欄に記入すること。
(3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
(4) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
(5) E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に1／2（児童厚生施設については1／3）を乗じた額を記入すること。
(6) E欄及びJ欄～K欄の小計及び計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
(7) K欄は、E欄の額とJ欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。
(8) L欄は、K欄の額に当年度の進捗率を乗じた額を記入すること。（ただし、千円未満は切捨て）

別紙　２
　様式　１－１

番　　号
年　　月　　日

○○厚生（支）局長　殿

都道府県知事
指定都市の長
中 核 市 の 長
児童相談所設置市
市 町 村 長

（元号）　　年度次世代育成支援対策施設整備交付金の事業

実績報告について

（元号）　　年　月　　日第　　号で交付決定を受けた（元号）　　年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

１　精　　算　　額　　別紙のとおり（別紙２　様式１－２）
２　整備計画実績の概要　　別紙のとおり（別紙２　様式１－２）
３　防犯対策強化計画実績の概要　　別紙のとおり（別紙２　様式１－３）
４　精算額算出内訳　　別紙のとおり（別紙２　様式１－４）
５　事業実績報告書　　別紙のとおり（別紙２　様式１－５）
６　都道府県、指定都市、中核市、市町村及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号）　　年度」の後に「（（元号）　　年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙　２
　　様式１－２

（元号）　　年度次世代育成支援対策施設整備計画実績の概要

（通常整備事業分、耐震化等整備事業分）

都道府県・市区町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

１．整備計画実績の概要

施設種別	施　設　名	設　置主　体	所　在　地	整備区分	対象経費の総事業費	交付金精算額	年次計画	抵当権設定の有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合　　計								

（注）抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）を添付すること。

２．整備計画と実績との比較及び進捗状況

３．今後の整備計画について

別紙　２
　　様式１－３

防犯対策強化整備計画実績の概要

都道府県・市区町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

１．防犯計画の概要

施設種別	施設名	設置主体	所　在　地	整備区分	対象経費の実支出額（実績額）	交付金精算額
合　　計						

２．防犯計画と実績との比較及び進捗状況

別紙 2
様式1－4

（元 号）　年 度 次 世 代 育 成 支 援 対 策 施 設 整 備 交 付 金 精 算 額 内 訳

都道府県・市町村名

設置主体	施設種別	設置者の総事業費 A 円	対象経費の実支出（予定）額 B（≦A）円	寄付金その他の収入額等 C 円	差引額 D（=A-C）円	選定額 E 円	交付基礎点数表による算定額 定員 F	交付基礎点数 G 点	基準点数 H(=F×G)点	豪雪地域等加算 I(=H×8%)点	算定額合計 J(=H+I)×1,000 円	交付金基本額 K 円	交付金所要額 L 円	交付金交付決定額 M 円	交付金受入済額 N 円	差引過△不足額 O(=N-L)円	都道府県負担額 P 円	市町村負担額 Q 円
自治体																		
	小計																	
自治体以外																		
	小計																	
	計																	

（注）(1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
(2) 交付金算定方法が交付要綱8によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額（対象経費のみ）の合計に1／2（児童厚生施設については1／3）を乗じたもの（ただし、千円未満は切捨て。）をI欄に記入すること。
(3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
(4) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
(5) E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に1／2（児童厚生施設については1／3）を乗じた額を記入すること
(6) E欄及びJ欄～K欄の小計及び計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
(7) K欄は、E欄の額とJ欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。
(8) L欄は、K欄の額に当年度の進捗率を乗じた額を記入すること。（ただし、千円未満は切捨て）

別紙　２

様式　１－５

事　業　実　績　報　告　書

１　交付金における実施施設の概要

（１）施設の名称及び所在地

（２）施設の種類

（３）設置主体及び経営主体

（４）入所（利用）定員

現　在　定　員	増　加　定　員	合　　計
人 （世帯）	人 （世帯）	人 （世帯）

（注）母子生活支援施設については、利用世帯数を記入すること。

２　当該交付金による施設整備に係る事業内容

（１）施設の規模及び構造

ア　整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

（ア）敷地面積　　＿＿＿＿＿㎡

（イ）敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

（ウ）施設整備の区分（創設、拡張等の別）

（エ）建物の面積　　建築面積＿＿＿＿＿㎡、延面積＿＿＿＿＿㎡

（オ）建物の構造（＿＿＿＿造）

イ　解体撤去工事（既存施設に係るもの）

（ア）建物の面積　　建築面積＿＿＿＿＿㎡、延面積＿＿＿＿＿㎡

（イ）建物の構造（＿＿＿＿造）

（ウ）建築年月日

（エ）補助金の区分（（元号）○○年度：国庫・民間・自己資金・その他）

（オ）処分（取りこわし）年月日

ウ　仮設施設工事

（ア）建物の面積　　建築面積＿＿＿＿＿㎡、延面積＿＿＿＿＿㎡

（イ）建物の構造（＿＿＿＿造）

（２）支出済事業費総額

ア　主体工事費　＿＿＿＿＿円

イ　工事事務費　＿＿＿＿＿円

ウ　小計（本体工事費）　＿＿＿＿＿円

エ　特殊附帯工事費　＿＿＿＿＿円

オ　解体撤去工事費及び
　　仮設施設整備工事費
　　（解 体 撤 去 工 事 費）　＿＿＿＿＿円
　　（仮設施設整備工事費）　＿＿＿＿＿円

カ　その他の工事費　＿＿＿＿＿円

キ　地域交流スペース　＿＿＿＿＿円

ク　合　　計　＿＿＿＿＿円

（注）　工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

（３）施工期間

ア　契約年月日

イ　着工年月日

ウ　竣工年月日

エ　竣工後の事業開始年月日

オ　解体撤去工事関係

（ア）着工年月日

（イ）完了年月日

カ　仮設施設工事関係

（ア）工事期間

（イ）仮設施設の使用期間

（４）その他参考事項

（添付書類）

１　請負いの場合は、工事請負契約書の写
　　直営の場合は、支払領収書の写
　　賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写（仮設施設整備のみ）

２　工事完了を確認するに足る検査済証の写
　　（建築基準法第７条第５項又は第１８条第１８項の規定による検査済証）

３　各室ごとに室名及び面積を明らかにした表

４　建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図

５　建物内外主要部分の写真

６　工事契約金額報告書（別紙１－６）

別紙２
様式　１－６

番　　号
年　　月　　日

都道府県知事
指定都市市長
各　中核市市長　殿
児童相談所設置市長
市区町村長

社会福祉法人○○○会
理事長　○○○○

施工業者
株式会社　△△△建設
代表取締役　△△△△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人○○○会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日	金額
当初○○工事請負契約	（元号）　年　月　日	金　　円
○○変更（追加）契約	（元号）　年　月　日	金　　円
	（元号）　年　月　日	金　　円
設計監理委託契約	（元号）　年　月　日	金　　円
	（元号）　年　月　日	金　　円

別紙　３

（元号）　年度次世代育成支援対策施設整備交付金調書

（元号）　年度　　こども家庭庁所管　　（都道府県・市区町村名）

国		地方公共団体										備考
		歳入			歳出							
歳出予算科目	交付決定の額 円	科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	うち交付金相当額 円	支出済額 円	うち交付金相当額 円	翌年度繰越額 円	うち交付金相当額 円	
（項）　児童福祉施設等整備費 （目）　次世代育成支援対策施設整備交付金												

（作成要領）

１　「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。

２　「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記１の額に対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。

３　「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。

４　「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

別紙　4

（元号）　年度次世代育成支援対策施設整備交付金による施設の工事着工報告書

（都道府県・市区町村名）＿＿＿＿＿＿＿＿

施設の種類		施設の名称		設置団体	
建物の構造及び面積	構造　＿＿＿＿造 建築面積　＿＿＿＿㎡ 延面積　＿＿＿＿㎡	工事費合計	＿＿＿＿＿＿＿＿円	直営・請負の別 契約年月日 着工年月日 完成予定年月日	

		年　月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
出来高	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	％	％	％	％	％	％	％	％	％	％	％	％	％

別紙　5

（元号）　年度次世代育成支援対策施設整備交付金による施設の工事進捗状況報告

施設種類＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　（都道府県・市区町村名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施　設　名	設置主体	創設、拡張等の別	交付金額 A　円	１２月末日の出来高 B　％	３月末日までの出来高見込 C　％	繰越見込高 D(100-C)　％	繰越見込額 E(A×D)　円	備考
合　計								

別紙　6

番　　号
年　　月　　日

○○厚生（支）局長　　殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
児童相談所設置市の長
市　町　村　長

（元号）　年度次世代育成支援対策施設整備交付金の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１４条後段の規定により別紙のとおり報告する。

（別　紙）

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績			翌年度繰越額		事業実施期間		摘要
	事業費 円	交付金基本額 円	交付金額 円	事業実績費支払額見込 円	事業進捗率 %	交付金受入額 円	事業費 円	交付金 円	着手年月	完了予定年月	

別紙　7

番　　号
年　　月　　日

○○厚生（支）局長　　殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
児童相談所設置市の長
市　町　村　長

（元号）　　年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

（元号）　年　月　日第　　号で交付決定を受けた（元号）　　年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

１　整備計画内における施設の種類及び名称

２　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１５条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要交付金等返還相当額）

金　　円

４　添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が確認できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。